

第三部

大学院学則及び関連規定等

人間環境大学大学院学則

人間環境大学学位規程

人間環境大学大学院看護学研究科教育課程及び履修方法に関する規程

人間環境大学大学院看護学研究科における研究指導に関する内規

人間環境大学授業に関する規程

人間環境大学試験内規

人間環境大学大学院既修得単位認定規程

人間環境大学学費規程

人間環境大学大学院長期履修制度に関する規程

人間環境大学大学院研究生規程

人間環境大学研究倫理審査委員会規程

人間環境大学看護学部・大学院看護学研究科研究倫理審査細則

人間環境大学における研究等の実施に関する規程

研究資料等の保存に関するガイドライン

人間環境大学ティーチング・アシスタント規程

人間環境大学附属図書館利用規程

人間環境大学附属図書館複写細則

人間環境大学ネットワーク利用規程

人間環境大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本学大学院は、人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもつて、人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

2 本学大学院の研究科及び専攻の人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的については、別に定める。

(自己点検・評価等)

第2条 前条の目的を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

第2章 研究科、専攻、課程、構成、学生定員及び修業年限

(研究科及び専攻)

第3条 本学大学院に、次の研究科を置く。

(1) 人間環境学研究科

(2) 看護学研究科

(3) 松山看護学研究科

2 各研究科に次の専攻を置く。

(1) 人間環境学研究科 人間環境専攻

(2) 看護学研究科 看護学専攻

(3) 松山看護学研究科 看護学専攻

(課程)

第3条の2 本学大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）と後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 前項に規定する博士前期課程は修士課程として取り扱う。

(研究科の構成及び学生定員)

第4条 研究科の構成とそれぞれの学生定員は次のとおりとする。

(1) 人間環境学研究科人間環境専攻 修士課程

入学定員 8名

収容定員 16名

(2) 看護学研究科看護学専攻 博士前期課程

入学定員 20名

収容定員 40名

(3) 看護学研究科看護学専攻 博士後期課程

入学定員 8名

収容定員 24名

(4) 松山看護学研究科看護学専攻 博士前期課程

入学定員 5名

収容定員 10名

(5) 松山看護学研究科看護学専攻 博士後期課程

入学定員 3名

収容定員 9名

(修業年限)

第5条 本学大学院の標準修業年限は次のとおりとする。

(1) 修士課程 2年

(2) 博士前期課程 2年

(3) 博士後期課程 3年

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第6条 在学期間は、修士課程及び博士前期課程では4年、博士後期課程では6年までとし、これを超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) (削除)

春季、夏季および冬季休業に関しては、別に定める本学の学年暦による。

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 必要がある場合には、休業日であっても講義、実習等を行うことができる。

第4章 入学、編入学及び転入学

(入学者の選抜)

第10条 入学者の選抜方法は、研究科委員会で定める。

(入学者の決定)

第11条 入学者は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(入学時期)

第12条 入学、編入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 特別の事情のある時は、後期からの入学を認めがある。
- 3 前項の適用を受ける者は、優秀な研究業績がある者および、海外帰国生徒及び外国人留学生とする。

(入学資格)

第13条 本学大学院の修士課程または博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学において所定の単位を優れた成績を持って修得したものと認めた者
 - (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
 - (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、及びその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者（大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究した者で、看護学等の研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者）
 - (4) その他、研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学)

第14条 本学大学院に編入学を希望する者については、第10条に準ずる選考の上、これを許可することがある。この場合、現に他の大学院に在籍する者についてはその学長の許可を得ていなければならない。

(転入学)

第15条 他の大学院から本学に転入学を志願する者があるときは、優秀な研究業績がある者について、選考の上、研究科委員会の議を経て、転入学を許可することがある。

(再入学)

第16条 削除

(出願)

第17条 本学大学院に入学、編入学及び転入学しようとする者は、別に定めるところにより、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(選考)

- 第18条 入学、編入学及び転入学の志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。
(入学許可)
- 第19条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定期日までに、別に定める所定の書類を提出し、所定の入学金を納入しなければならない。
- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に、入学、編入学及び転入学を許可する。
 - 3 学長は、前項の規定にかかわらず、別に定めるような特別の事由のある者については、入学金を免除することがある。
- (編入学者等の修業年限)
- 第20条 編入学及び転入学許可された者の修業年限及び在学期間については法令の定めるものほか、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

第5章 休学、復学、留学、転学、退学、再入学、除籍及び復籍

- (休学)
- 第21条 大学院生は、病気その他やむを得ない理由のため、引き続き2月以上修学することができないときは休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。
- (休学期間)
- 第22条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、修士課程及び博士前期課程にあっては通算して2年、博士後期課程にあっては通算して3年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。
- (復学)
- 第23条 大学院生は、休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- (留学)
- 第24条 一定期間以上外国の大学の大学院に留学を希望する者については、研究科委員会の議を経て、許可することができる。
- 2 留学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のあるときは、許可を経て、さらに1年以内に限り、その期間を延長することができる。
 - 3 前項の留学期間は休学の取り扱いをしないものとする。
 - 4 留学期間は在学期間に算入することが出来る。
 - 5 前4項に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は別に定める。
- (転学)
- 第25条 他の大学院に転入学をしようとする者は、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。
- (退学)
- 第26条 退学しようとする者は、退学願を学長に提出しなければならない。
- (再入学)
- 第26条の2 退学した者が、再び入学を希望するときは、研究科委員会の議を経て、学長が再入学を許可することができる。
- 2 再入学に関する規程は、別途定める。

(除籍)

第27条 学長は、次の各号のいずれかに該当する大学院生に対して、研究科委員会の議を経て除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けても納入しない者
- (2) 第22条第2項に定める休学期間を超えた者
- (3) 第6条に定める在学期間を超えた者
- (4) 死亡した者及び長期間行方不明の者

(復籍)

第27条の2 除籍となった者が、復籍を希望するときは、研究科委員会の議を経て復籍することができる。

2 復籍に関する規程は、別途定める。

第6章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第28条 授業科目は、開講対象により次のように区分する。

- (1) 演習及び実習科目
- (2) 講義科目

2 前項のそれぞれの授業科目、単位数及び履修方法については別に定める。

(授業日数)

第29条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特別の期間において授業を行うことができる。

(単位の計算方法)

第30条 授業科目の単位計算方法は、1単位の学修時間を教室及び教室外をあわせて45時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 演習、演習及び実習、実習については、2時間の授業に対し、教室外における1時間の準備のための学修を必要とすることを考慮して、毎週2時間15週30時間の授業をもって1単位とする。ただし、1時間の授業に対し、教室外における2時間の準備のための学修を必要とする場合は、毎週1時間15週15時間の授業をもって1単位とすることができます。
- (2) 講義については、1時間の授業に対し、教室外における2時間の準備のための学修を必要とすることを考慮して、15時間を持って1単位とする。

(履修の届出)

第31条 大学院生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに所定の用紙により届け出でなければならない。

(単位の授与)

第32条 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修したものに対して試験を行う。ただし研究科委員会において平常成績を持って試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。

2 履修科目に関する試験の方法は、研究科委員会がこれを決定する。

(成績)

第33条 授業科目の試験の成績は、A・B・C・Dの4種の標語をもって表し、A・B・Cを合格として単位を与え、Dは不合格とする。

- 2 A・B・C・Dの内容は、100点表記法で、Aは80点以上、Bは79点から70点まで、Cは69点から60点まで、Dは59点以下とする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第34条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、本学大学院の定めるところにより、他大学の大学院と協議の上、本学の大学院生に他大学大学院の科目を履修することを許可する。このようにして修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定は、大学院生が休学することなく、外国の大学院に留学した場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、本学大学院の定めるところにより、大学院生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）第15条の定める、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の準用により科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目的履修により修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定は、外国の大学、短期大学を卒業又は中途退学し、本学大学院に入学を許可された者について準用する。

第7章 社会人学生

(社会人学生)

第36条 第13条又は第14条に規定する資格を有する者であって、一定の年数、社会における経験を有する者が、本学大学院に入学あるいは編入学を志願する時には、選考の上、社会人学生として入学あるいは編入学を許可することがある。

- 2 社会人学生に関して必要な事項は別に定める。

第8章 海外帰国生徒及び外国人留学生

(外国人留学生)

第37条 外国人であって、第13条又は第14条に規定する資格を有し、本学大学院に入学又は編入学を志願する者がある時は、選考の上、外国人留学生として入学あるいは編入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第9章 課程修了及び学位授与

(博士前期課程及び修士課程の修了要件)

第38条 博士前期課程及び修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に係わらず、当該課程の目的に応じ適當と認められるときは、別に定めるところにより特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第38条の2 博士課程の修了の要件は、大学院に5年（博士前期課程もしくは修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、大学院に1年（2年未満の在学期間をもって博士前期課程修士課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

2 博士前期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者に、単位取得退学証明書を交付することができる。

(学位の授与)

第39条 学位は、第38条及び第38条の2に定める課程を修了したものに、人間環境大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

(研究指導)

第40条 修士論文および博士論文は、あらかじめ論文の主題とその研究計画書を研究科委員会に提出し、研究指導教員の指導の下、充分な研究成果をあげたと認められた者が、これを提出することを認められる。

2 修士の学位論文又は特定の課題についての研究成果は、在学期間に提出し、審査を終了するものとする。

3 単位取得退学後3年間は、博士の学位論文の審査を受けることができる。

4 前項の手続きは別に定める。

(論文の審査及び試験)

第41条 論文の審査及び最終試験は、研究科委員会の定める審査員によりこれを行う。

2 修士論文は、専攻科目の専門分野における精深な学識と研究能力とを証示するに足るものを持って合格とする。

3 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものを持って合格とする。

(学位に関する最終審査)

第42条 修士と博士の学位の審査対象者は、課程修了に必要な履修単位を修得または当該年度内に修得予定である者とする。

2 博士の学位の審査対象者は、事前に学術誌に研究論文が1篇以上掲載されているものまたは、掲載証明書とともに学位論文を提出できるものとする。

- 3 学位に関する最終審査は、論文の提出者の研究成果を確認する目的をもって論文等を中心として総合的に実施する。
- 4 修士と博士の学位に関する最終審査の手続きについては別に定める。

第10章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

第43条 本学大学院において、特定の専門事項の研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第43条の2 本学大学院生以外の者で、本学大学院所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目を選んで履修を希望する者がある時は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第32条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第44条 大学院生として表彰に値する行為があったときは、学長は研究科委員会の議を経て表彰することができる。

(罰則)

第45条 本学大学院の定める規則に違反し、又は大学院生としての本分に反する行為があったときは、学長は研究科委員会の議を経て懲戒する。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する大学院生に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 教職員組織

(教職員組織)

第46条 本学大学院には、教育研究上必要な教員を置くものとする。

- 2 本学大学院の教員は、本学学部の教員がこれを兼ねることができる。
- 3 本学大学院に研究科長を置く。
- 4 本学大学院に副研究科長を置くことができる。

第13章 研究科委員会

(研究科委員会)

第47条 本学大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、原則として本研究科の研究指導担当の全教員をもって構成される。

3 研究科委員会に関して必要な事項は別に定める。

第14章 附属図書館

(附属図書館)

第48条 本学大学院は、本学の附属図書館を共用する。

第15章 施設

(附属臨床心理相談室およびこころの相談支援センター)

第49条 人間環境大学に、学外からの心理相談を行うため、附属臨床心理相談室およびこころの相談支援センターを置く。

2 附属臨床心理相談室は、人間環境学研究科の大学院生に対して、臨床指導のための実習施設として用いることができる。

3 附属臨床心理相談室およびこころの相談支援センターに関する規程は別に定める。

(人間環境学研究所)

第50条 本学大学院は、本学附属の人間環境学研究所を共同利用する。

(留学生センター)

第51条 本学大学院は、本学の留学生センターを共用する。

(厚生施設)

第52条 本学大学院は、本学の医務室、食堂、談話室等の厚生施設を共用する。

第16章 生涯教育

(公開講座)

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17章 入学検定料、入学会員料及び授業料

(授業料等の金額及び納付の時期)

第54条 本学大学院の入学検定料、入学金、授業料の金額及び納付の時期は別に定めるところによる。

(復学した場合の授業料)

第55条 前期又は後期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(退学又は停学の場合の授業料)

第56条 前期又は後期の中途で退学、又は除籍された者の当該学期分の授業料は納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料は納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第57条 休学を許可された者については、休学期間の授業料を免除する。

(研究生、科目等履修生の授業料等)

第58条 研究生及び科目等履修生の授業料等は、別に定めるところによる。

(納付した授業料等)

第59条 既納の入学検定料及び入学金は返還しない。

2 既納の授業料は原則として返還しない。

(授業料等の一部又は全額免除)

第60条 次の各号に該当する大学院生に対して、授業料等の一部又は全額を免除することがある。

(1) 学力優秀で、大学院生の模範と認められる大学院生及び学長が適當と認める大学院生

(2) 社会人学生

(3) 外国人留学生

2 授業料等の一部又は全額免除に関して必要な事項は別に定める。

第18章 その他

(準用規定)

第61条 大学院に関する必要事項で、大学院学則に定めのないものは、大学学則を準用する。

(教職課程の履修および教育職員免許状授与の所要資格)

第62条 本学大学院において教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法および同施行規則により所定の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く研究科・専攻ならびに認定を受けた免許状の種類は、次のとおりとする。

看護学研究科看護学専攻 養護教諭専修免許状

附則 この学則は、平成15年4月1日からこれを施行する。

附則 この学則（改正）は、平成16年4月1日からこれを施行する。

附則 この学則（改正）は、平成20年6月11日からこれを施行する。

附則 この学則（改正）は、平成20年7月9日からこれを施行する。

附則 この学則（改正）は、平成25年2月14日からこれを施行する。

附則 この学則（改正）は、平成26年6月11日からこれを施行する。

附則 この学則（改正）は、平成27年4月1日からこれを施行する。

附則 この学則（改正）は、平成29年4月1日からこれを施行する。

附則 この学則（改正）は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和5年4月1日から施行する。

人間環境大学学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則（以下「学則」という）第42条第4項および人間

環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第39条の規定に基づき、本学における学位および、その授与に関する必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士および博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第42条第3項の規定に基づき、本学の教育課程を修了し、卒業を認定された者に授与する。

(学士の表記)

第4条 学則第42条第3項の規定に基づく、学士の学位に付記する専攻分野は、次のとおりとする。

人間環境学部 学士（人間環境学）または学士（心理学）

または学士（環境科学）

心理学部 学士 (心理学)

環境科学部 学士 (環境科学)

看護学部 学士 (看護学)

松山看護学部 学士 (看護学)

総合心理学部 学士（心理学）

総合環境学部 学士（環境学）

(修士および博士の学位授与要件)

第5条 修士および博士の学位は、大学院学則第38条および第39条の規定に基づき、本大学院の修士課程または博士課程を修了した者に授与する。

(修士および博士の表記)

第6条 大学院学則第39条の規定に基づく、修士および博士の学位に付記する専攻分野は、次のとおりとする。

| 研究科名 | 修士（学位） | 博士（学位） |
|----------------|-------------------|-------------------|
| 人間環境学研究科人間環境専攻 | 修士（人間環境学） | — |
| 看護学研究科看護学専攻 | 修士（看護学）または修士（助産学） | 博士（看護学）または博士（助産学） |
| 松山看護学研究科看護学専攻 | 修士（看護学） | 博士（看護学） |

42

43

第2章 学位の授与

44

45 (学士の授与)

46 第7条 学長は、第3条に定める者に対し、教授会の議を経て、学士の学位を授与する。

47 2 学士の学位の授与は、毎年3月とする。

48 3 前項の学位の授与は、9月に行うことができる。

49

50 (学士の学位記の様式)

51 第8条 学士の卒業証書・学位記の様式は、様式第1号に定める。

52

53 (修士および博士の授与)

54 第9条 学長は、第5条に定める者に対し、研究科委員会の議を経て、修士または博士の学位を授与する。

56 2 修士または博士の学位の授与は、毎年3月とする。

57 3 前項の学位の授与は、9月に行うことができる。

58

59 (修士および博士の学位記の様式)

60 第10条 修士および博士の学位記の様式は、様式第2号に定める。

61

第3章 学位の取消

63

64 (学位の取消)

65 第11条 本学において学位を授与された者に、次の事実があったときは、学士の学位については教授会、修士および博士の学位については、研究科委員会の議を経て学位の授与を取消し、卒業証書・学位記または修士および博士の学位記を返付せしめ、かつその旨を公表する。

69 (1)不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき

70 (2)栄誉を汚辱する行為があったとき

71 2 前項の研究科委員会の議決については、委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意をもって決する。

73

第4章 その他

74 (博士論文の公表)

75

76 第12条 博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から3ヶ月以内に当該博士の学
77 位の授与に係る論文の内容の要旨、および論文審査の結果の要旨をインターネット
78 の利用により公表する。

79 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、
80 当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士
81 の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

82 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があ
83 る場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代え
84 てその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文
85 の全文を求めるに応じて、閲覧に供するものとする。

86 4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得
87 て、インターネットの利用により行うものとする。

88 5 学位授与後に公表する場合は、人間環境大学審査学位論文と明記するものとす
89 る。

90

91 (論文の保存)

92 第13条 審査を修了した学位論文は、次のとおり取り扱う。

93 (1)学部の学士の卒業論文は、本学附属図書館または分館で、2年間保管し、閲覧に
94 供する。

95 (2)修士論文および博士論文は、製本し、本学附属図書館または分館で、保存し、
96 閲覧に供する。

97

98 (規程の主管部署)

99 第14条 この規程は、総務人事部が主管する。

100

101 (規程の改廃)

102 第15条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

103

104 位

105 附則 1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。

106 2. この規程の施行をもって、人間環境大学人間環境学部、大学院人間環
107 境学研究科学位規程および人間環境大学看護学部および看護学研究科学位規程
108 は廃止する。

109 110 科の

111 112 ただし、人間環境大学看護学部および看護学研究科学位規程の廃止にかかわ
113 114 らず、第7条第2項について、看護学部の平成27年度入学生には、学士の学
115

116 位を9月に授与することができる。また、第9条第2項について、看護学研究

117 118 科の

119 平成27年度入学生には、修士または博士の学位記を9月に授与することができる。

120 附則 この規程（改正）は、平成29年4月1日から施行する。

117 なお、改正後の第9条第3項の規定については、看護学研究科の平成27年度
118 以降

119 入学生に適用する。

120 附則 この規程（改正）は、令和2年4月1日から施行する。

121 附則 この規程（改正）は、令和3年4月1日から施行する。

122 附則 この規程（改正）は、令和4年4月1日から施行する。

123 附則 この規程（改正）は、令和5年4月1日から施行する。

124 附則 この規程（改正）は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

割印

人環大看（人環・人心）第 号

卒業証書・学位記

大学印

平成 年 月 日

本学○○学部○○学科所定の課程を
修めて本学を卒業したことを認め
学士（○○）の学位を授与する

氏
年 月
日生名

人間環境大学長

人間環境大学○○学部長

学長印

長印 学部

様式第2号（第10条関係）

割印

人環大(看)修(博)第 号

学位記

大学印

氏 名
年 月 日生

本学大学院○○○研究科○○○学専攻(の)修士課程
(博士前期課程・博士後期課程)において所定の
単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格
したので修士(○○)(博士(○○))の学位を授与する

平成**年**月**日

人間環境大学
○○○研究科長

人間環境大学長

研究科
長印

学長印

**The Graduation Committee of
University of Human Environments**

hereby attests to all persons to whom this may concern, that

First_name Last_name

has fulfilled and completed requirements for graduation in our

Graduate School of (研究科)

for the degree of

Master (Doctor) of (専攻分野)

The degree is awarded with all rights, privileges & responsibilities.

March * th, * * * *

Dean , Graduate School of (研究科)

President

人間環境大学大学院看護学研究科教育課程および履修方法に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、本学大学院学則（以下「大学院学則」という）第28条2項の規定に基づき、教育課程および履修方法について定めるもののほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）に係る事項については、この規程に定めるところによる。

2 本研究科の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行う。

(専攻、課程、分野および領域・コース)

第2条 研究科の専攻、課程、分野および領域・コースは、次表に掲げるとおりとする。

| 専攻 | 課程 | 分野 | 領域 |
|-------|--------|-----------|---|
| 看護学専攻 | 博士前期課程 | 看護教育管理学分野 | 看護教育学領域 看護保健管理学領域 |
| | | 実践看護学分野 | 実践看護学領域 広域看護学領域 |
| | | 助産学分野 | 助産学領域助産学研究コース 助産学領域助産学実践コース (助産師養成課程) |
| | | 看護教育管理学分野 | 看護教育学領域 看護保健管理学領域 |
| | | 実践看護学分野 | 実践看護学領域 広域看護学領域 |
| | 博士後期課程 | 助産学分野 | 助産学領域 |
| | | 看護教育管理学分野 | 看護教育学領域 看護保健管理学領域 |
| | | 実践看護学分野 | 実践看護学領域 広域看護学領域 |
| | | 助産学分野 | 助産学領域 |
| | | | |

- 2 学生は、前項に定める分野、領域に所属しなければならない。
- 3 所属分野、領域および研究指導教員は、入学後に決定する。
- 4 学生は、所定の手続きに基づき、看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の決定を経て所属分野、領域を変更することができる。

(指定規則に係る事項)

第3条 助産学分野助産学実践コースは、助産師学校として文部科学大臣の指定を受けるものとする。

- 2 助産師養成課程の科目を履修できる者は、保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 助産学分野には、指定規則第3条第4号に規定する専任職員をおく。

(授業科目の区分)

第4条 本研究科の授業科目として、共通科目および専門科目をおく。

- 2 前項の授業科目名称および単位数は、別表1および別表2のとおりとする。

(教育課程および履修方法)

第5条 本研究科博士前期課程および博士後期課程において修得すべき単位数は博士前期課程30単位、博士後期課程14単位とする。

なお、博士前期課程助産学分野助産学実践コースにおいては上記30単位に加え、助産師国家試験受験資格取得のため、助産師養成課程科目31単位を修得しなければならない。

また特別研究に代えて、助産学課題研究を履修するものとする。

2 科目区別の必要修得単位数は、次表に掲げるとおりとする。

博士前期課程履修単位

| | |
|----------------------|--------|
| 1. 共通科目（必修科目） | 4 単位 |
| 看護学研究方法論 | (2 単位) |
| 疫学統計学M I | (2 単位) |
| 2. 共通科目（選択科目） | 10 単位 |
| 3. 所属領域の専門科目 | 6 単位 |
| 4. 他領域の専門科目（概論科目） | 2 単位 |
| 5. 所属分野の特別研究M I・M II | 8 単位 |
| 修了要件単位数 | 30 単位 |

博士前期課程（助産学分野）履修単位

| | |
|--|--------|
| 1. 共通科目（必修科目） | 4 単位 |
| 看護学研究方法論 | (2 単位) |
| 疫学統計学M I | (2 単位) |
| 2. 共通科目（選択科目） | 10 単位 |
| 3. 所属領域の専門科目 | 6 単位 |
| 4. 他領域の専門科目（概論科目） | 2 単位 |
| 5. 所属分野の特別研究M I・M II (ただし、助産学実践コースにおいては課題研究I・IIを履修) | 8 単位 |
| 6. 助産師養成課程科目 (助産学実践コースのみ) | 31 単位 |
| 修了要件単位数 | |
| ・助産学研究コース | 30 単位 |
| ・助産学実践コース | 61 単位 |

博士後期課程履修単位

| | |
|------------------------|--------|
| 1. 共通科目（必修科目） | 4 単位 |
| 看護学研究特論D | (2 単位) |
| 疫学応用統計学D | (2 単位) |
| 2. 所属領域の専門科目 | 4 単位 |
| 3. 所属分野の特別研究D I・II・III | 6 単位 |
| 修了要件単位数 | 14 単位 |

第6条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業および研究指導を行うことができる。

（履修すべき科目の登録）

第7条 学生は、履修する各自の研究分野を定めて、その目的に適するよう研究指導教員の指示により、授業科目を履修するものとする。

2 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第8条 大学院学則第34条の規定に基づき、本研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に他の大学院の科目を履修することを許可する。これにより修得した単位を、10単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が休学することなく、外国の大学院に留学した場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第9条 大学院学則第35条の規定に基づき、本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が、入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、10単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学、短期大学を卒業又は中途退学し、本学に入学を許可された者について準用する。

3 前2項による単位の認定方法その他必要な事項については、研究科委員会の定めるところによる。

(単位の認定)

第10条 本研究科において所定の授業科目を履修した者に対して試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 履修科目に関する試験の方法は、各科目の担当者がこれを決定する。

(成績評価)

第11条 大学院学則第33条に定める成績は、下記の評価基準により認定する。

| 評価点等 | 評語 | 合否等 | 評価基準 |
|---------|----|-----|-----------------------------|
| 100~80点 | A | 合格 | 到達目標を達成している (Very Good) |
| 79~70点 | B | | 到達目標を達成しているが不十分な点がある (Good) |
| 69~60点 | C | | 到達目標の最低限は満たしている (Pass) |
| 60点未満 | D | 不合格 | 到達目標の最低限を満たしていない (Failure) |

2 前項に定める履修成績D（不合格）以外に、下記のいずれかに該当する場合は、不合格とする。

| 評価点等 | 評語 | 合否等 | 点数 |
|------|----|-----|---|
| 試験欠席 | E | 不合格 | 試験不受験、課題未提出により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal) |
| 欠席過多 | F | | 出席不足等により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal) |

3 大学院学則第34条及び第35条の定めにより認定された単位については、下記のとおり表すものとする。

| | | | |
|----|---|----|--|
| 認定 | N | 認定 | 本学以外で修得したもので本学が単位認定したもの (Credit given under Credit provision) |
|----|---|----|--|

(研究指導)

第12条 博士前期課程及び博士後期課程における研究指導の実施に関する詳細については別途定める。

(課程の修了)

第 13 条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、第 4 条に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査および最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、第 4 条に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査および最終試験に合格することとする。

3 博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者に、単位取得退学証明書を交付することができる。

(学位の授与)

第 14 条 修士の学位は、博士前期課程を修了した者に、大学院学則および本学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところにより、学長がこれを授与する。

2 博士の学位は、博士後期課程を修了した者に、大学院学則および学位規程の定めるところにより、学長がこれを授与する。

3 学位の授与に関する必要事項は、本規程によるほかは、大学院学則、学位規程、大学院看護学研究科における研究指導に関する内規および大学院看護学研究科博士後期課程における単位取得退学および単位取得退学者の学位授与申請等の取扱いに関する内規の定めるところによる。

(助産師国家試験受験資格)

第 15 条 修了の認定を受ける博士前期課程助産学分野助産学実践コースの学生が保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、助産師国家試験受験資格を得ることができる。

(養護教諭専修免許状)

第 16 条 修了の認定を受ける学生が教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）および同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所定の科目を履修し、所要の単位を修得したときには、養護教諭専修免許状の授与資格を得ることができる。その他、必要な事項は別に定める。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

(看護学研究科看護学専攻 博士前期課程)

| 科目区分 | 授業科目の名称 | 配当年次 | 開講期 | 単位数 | |
|-----------|--------------------------------|--|--|-----|---|
| | | | | 必修 | 選択 |
| 共通科目 | 看護学研究方法論 | 1 | 前期 | 2 | |
| | 疫学統計学M I | 1 | 前期 | 2 | |
| | 疫学統計学M II | 1 | 後期 | | 2 |
| | 看護理論 | 1 | 前期 | | 2 |
| | 看護倫理学 | 1 | 前期 | | 2 |
| | 看護管理学 | 1 | 後期 | | 2 |
| | 看護政策論 | 1 | 後期 | | 2 |
| | 国際保健看護学 | 1 | 後期 | | 2 |
| | フィジカルアセスメント | 1 | 前期 | | 2 |
| | 臨床薬理学 | 1 | 前期 | | 2 |
| | 臨床解剖学 | 1 | 前期 | | 2 |
| | 発達心理学 | 1 | 後期 | | 2 |
| | 学校保健特論 | 1 | 前期 | | 2 |
| | 学校保健演習 | 1 | 後期 | | 2 |
| | 看護教育学概論 | 1 | 前期 | | 2 |
| | 看護教育学特論 | 1 | 後期 | | 2 |
| | 看護教育学演習 | 1 | 前・後 | | 2 |
| 看護教育管理学分野 | 看護保健管理学概論 | 1 | 前期 | | 2 |
| | 看護保健管理学特論 | 1 | 後期 | | 2 |
| | 看護保健管理学演習 | 1 | 前・後 | | 2 |
| | 特別研究M I | 1 | 通年 | | 4 |
| | 特別研究M II | 2 | 通年 | | 4 |
| 実践看護学分野 | 実践看護学概論 | 1 | 前期 | | 2 |
| | 実践看護学特論 | 1 | 後期 | | 2 |
| | 実践看護学演習 | 1 | 前・後 | | 2 |
| | 広域看護学概論 | 1 | 前期 | | 2 |
| | 広域看護学特論 | 1 | 後期 | | 2 |
| | 広域看護学演習 | 1 | 前・後 | | 2 |
| 専門科目 | 特別研究M I | 1 | 通年 | | 4 |
| | 特別研究M II | 2 | 通年 | | 4 |
| | 助産学領域 助産学研究コース | 助産学概論 助産学特論 助産学演習 | 1 前期 1 後期 1 前・後 | | 2 2 2 |
| | 特別研究M | 助産学特別研究M I 助産学特別研究M II | 1 通年 2 通年 | | 4 4 |
| | 助産学領域 助産学実践コース (助産師養成課程) | 助産学原論 母子の基礎科学特論 母子の健康科学特論 母子と家族の心理学特論 妊娠期の助産学特論 分娩期の助産学特論 産褥・育児期の助産学特論 妊娠期の実践助産学演習 分娩期の実践助産学演習 産褥・育児期の実践助産学演習 地域助産活動論 助産マネジメント論 助産学実習I 助産学実習II 助産学実習III 助産学実習IV | 1 前期 1 前期 1 前期 1 後期 1 前期 1 前期 1 通年 1 通年 1 通年 2 前期 2 前期 1 後期 1 後期 1 後期 2 前期 | | 1 2 2 1 2 2 2 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 6 2 2 2 |
| 助産学分野 | 課題研究 | 助産学課題研究I 助産学課題研究II | 1 通年 2 通年 | | 4 4 |

【修了要件単位数】

博士前期課程において修得すべき単位数は、30 単位とする。

但し、助産学領域助産学実践コースにおいては上記の30単位に加えて、助産師養成課程科目31 単位を修得しなければならない。

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1. 共通科目（必修科目） | 4単位 |
| 2. 共通科目（選択科目） | 10単位 |
| 3. 所属領域の専門科目 | 6単位 |
| 4. 他領域の専門科目（概論科目） | 2単位 |
| 5. 所属領域の特別研究 M I・M II | 8単位 |
| (*但し、助産学領域助産学実践コースは課題研究I・IIを履修) | |
| 6. 助産師養成課程科目 (*助産学領域助産学実践コースのみ) | 31単位 |

別表2

(看護学研究科看護学専攻 博士後期課程)

| 科目区分 | | 授業科目の名称 | 配当年次 | 開講期 | 単位数 | |
|-------|-----------|------------------|-----------|-----|-----|----|
| | | | | | 必修 | 選択 |
| 共通科目 | | 看護学研究特論 | 1 | 前期 | 2 | |
| | | 疫学応用統計学 | 1 | 前期 | 2 | |
| 専門科目 | 看護教育管理学分野 | 看護教育学領域 | 看護教育学特別講義 | 1 | 前期 | 2 |
| | | 看護教育学領域 | 看護教育学特別演習 | 1 | 通年 | 2 |
| | 看護保健管理学領域 | 看護保健管理学特別講義 | 1 | 前期 | 2 | |
| | | 看護保健管理学特別演習 | 1 | 通年 | 2 | |
| | 特別研究D | 看護教育管理学特別研究D I | 1 | 通年 | 2 | |
| | | 看護教育管理学特別研究D II | 2 | 通年 | 2 | |
| | | 看護教育管理学特別研究D III | 3 | 通年 | 2 | |
| | 実践看護学分野 | 実践看護学領域 | 実践看護学特別講義 | 1 | 前期 | 2 |
| | | 実践看護学領域 | 実践看護学特別演習 | 1 | 通年 | 2 |
| | 広域看護学領域 | 広域看護学特別講義 | 1 | 前期 | 2 | |
| | | 広域看護学特別演習 | 1 | 通年 | 2 | |
| | 特別研究D | 実践看護学特別研究D I | 1 | 通年 | 2 | |
| | | 実践看護学特別研究D II | 2 | 通年 | 2 | |
| | | 実践看護学特別研究D III | 3 | 通年 | 2 | |
| 助产学分野 | 助产学領域 | 助产学特別講義 | 1 | 前期 | 2 | |
| | | 助产学特別演習 | 1 | 通年 | 2 | |
| | 特別研究D | 助产学特別研究D I | 1 | 通年 | 2 | |
| | | 助产学特別研究D II | 2 | 通年 | 2 | |
| | | 助产学特別研究D III | 3 | 通年 | 2 | |

【修了要件単位数】

博士後期課程において修得すべき単位数は 14 単位とする。

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. 共通科目（必修科目） | 4単位 |
| 2. 所属領域の専門科目 | 4単位 |
| 3. 所属分野の特別研究D I・II・III | 6単位 |

人間環境大学大学院看護学研究科における研究指導に関する内規

(準拠)

第1条 この内規は、本学大学院学則第38条から第42条の規定に基づき、大学院看護学研究科（以下「本研究科」という）における研究指導に関し必要な事項を定める。

(研究指導)

第2条 本研究科博士前期課程および博士後期課程においては、本学学位規程に定めるものほか、次の過程を経て学位を取得するものとする。

- 2 本研究科では、博士前期課程・博士後期課程の1年次に当該学生の専門分野についての指導教員1名（修士または博士の学位論文等作成を含む）を定める。なお、当該学生の研究内容により、必要があれば他の副指導教員を定めることができる。
- 3 学生は、各年次の始めに当該年度の研究及び履修する授業科目の計画を具体的に立て、指導教員の了承を得た上で、所定の期日までに授業科目の履修登録を行うものとする。
- 4 博士前期課程の学生は、1年次の所定の期日までに2,000字程度の「研究計画書」の概要を提出し研究計画発表会で発表しなければならない。博士後期課程の学生は、1年次の所定の期日までに4,000字程度の「研究計画書」の概要を提出し、研究計画発表会で発表しなければならない。
- 5 博士前期課程の学生は、「研究計画書」を作成し指導教員を経て研究倫理審査委員会に提出するものとする。博士後期課程の学生は、「研究計画書」を作成し、「研究計画審査」の合格を経て研究倫理審査委員会に提出するものとする。
- 6 博士前期課程の学生は、2年次に中間発表会で発表しなければならない。博士後期課程の学生は、2年次に中間発表会で発表しなければならない。

(学位論文の提出)

第3条 学位論文の提出要件は、次の各項に掲げるとおりとし、大府キャンパス事務室（教務課）に提出するものとする。

- 2 博士前期課程および博士後期課程の学生は、1月、または6月の所定の期日までに学位論文を提出しなければならない。ただし、博士学位論文の提出に際しては、次の要件を満たしていなければならない。
 - ① 副論文1編以上（原著論文またはそれに準ずるものに限る）が学術誌等に掲載されていること（掲載予定である場合は掲載証明の提出をもって代えることができる）。
 - ② 国際学会において、研究発表を行っていること。
- 3 博士前期課程および博士後期課程の学生が1月に学位論文を提出し、審査の過程において再審査を要すると判断された場合は、学位論文を指定された翌年度6月の期日までに再提出することができる。再審査を要する場合とは、審査委員3名による最終審査段階で不合格となった場合、および研究科委員会における論文の合否判定の投票結果で不合格となった場合をいう。ただし、学位論文の再提出にあたっては、第5条に定める手続きを行わなければならない。

(学位論文の提出様式)

第4条 学位論文の提出様式については、別に定める。

(申請方法及び申請書類)

第5条 博士前期課程の学生が修士の学位の授与を申請するときは、所定の期日までに学位論文審査申請書に主論文または特定の課題についての研究成果および要旨それぞれ4部を添えて、大府キャンパス事務室（教務課）に提出する。

2 博士後期課程の学生が博士の学位の授与を申請するときは、予め博士学位論文予備審査願を提出し、予備審査に合格した後、所定の期日までに学位授与申請書に主論文、要旨（和文・英文）、論文目録、副論文別刷り（掲載証明書）、国際学会発表を証明できるもの履歴書各4部、および単位取得証明書を添えて、大府キャンパス事務室（教務課）に提出する。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 学位論文の審査は、研究科委員会において選出された審査委員3名により行う。

2 審査委員の選出、論文審査の方法および最終試験等については、別に定める。

3 修士論文または特定の課題についての研究成果および博士論文の審査委員は審査結果を研究科委員会に報告するものとする。

(学位論文最終審査)

第7条 研究科委員会における修士論文または特定の課題についての研究成果および博士論文の最終審査は、論文指導資格を有する委員による投票を実施し、合否を決定する。

2 前項に定める最終審査の議決は、当該委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上が賛成しなければならない。

(学位の授与)

第8条 修士論文または特定の課題についての研究成果および博士論文最終審査に合格し、かつ修了に必要な単位を修得している場合に修士（看護学）又は修士（助産学）および博士（看護学）又は博士（助産学）の学位を授与する。

(規程の改廃)

第9条 この内規の改廃は、看護学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附則 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この内規の改正は、平成28年10月26日から施行する。

附則 この内規の改正は、平成30年1月1日から施行する。

附則 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この内規の改正は、平成30年12月1日から施行する。

附則 この内規の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この内規の改正は、令和5年4月1日から施行する。

人間環境大学授業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則および人間環境大学大学院学則にもとづく授業の実施に関し、必要な事項を定める。

(授業時間)

第2条 通常の授業時間は次のとおりとする。ただし、集中講義および変則授業時間は、学部、研究科でこれを定める。

| 学部・研究科 時限 | 人間環境学部／ 心理学部／ 環境科学部／ 人間環境学研究科 | 看護学部／ 看護学研究科 | 松山看護学部 | 総合心理学部 |
|--------------|--|-----------------|-------------|-------------|
| 第1時限 | 9：10～10：40 | 9：00～10：30 | 9：10～10：40 | 9：10～10：40 |
| 第2時限 | 10：50～12：20 | 10：40～12：10 | 10：50～12：20 | 10：50～12：20 |
| 第3時限 | 13：20～14：50 | 13：00～14：30 | 13：10～14：40 | 13：10～14：40 |
| 第4時限 | 15：00～16：30 | 14：40～16：10 | 14：50～16：20 | 14：50～16：20 |
| 第5時限 | 16：40～18：10 | 16：20～17：50 | 16：30～18：00 | 16：30～18：00 |
| 第6時限 | — | 18：00～19：30 | — | — |
| 第7時限 | — | 19：40～21：10 | — | — |

(気象警報が発令された場合およびその他の場合の授業の取扱)

第3条 暴風警報、暴風雪警報、または特別警報（高潮・波浪は除く）が発令された場合の授業の取り扱いは、別表1) のとおりとする。

なお、気象警報の発表、公共交通機関の運行への影響等を総合的に勘案し、学部長および研究科長の判断により、休講措置をとる場合がある。

(大規模地震の判定会が招集された場合の授業の取扱)

第4条 地震予知情報から「警戒宣言」の発令を検討する大規模地震の判定会が招集された場合は以下のように対応する。

(1) 判定会招集当日

- ・授業開始以前に招集された場合：授業は行わない。
- ・授業開始以後に招集された場合：招集があった時から授業は行わない。

(2) 判定会招集の翌日以降

- ・判定があるまで授業は行わない。
- (3) 「警戒宣言」に至らないと判定された場合(防災準備行動をとる段階)を除く)
・午前6時までに判定された場合：平常の時間割のとおり授業を開始する。

(4) 「警戒宣言」が発令された場合および「防災準備行動をとる段階」と判断された場合

- ・解除されるまで授業は行わない。

(公共交通機関のストライキの場合)

第5条 公共交通機関でストライキの場合の授業の取り扱いは、別表2)のとおりとする。

(授業の休講・開始の情報)

第6条 第3条、4条、5条に関する授業の休講・開始については、学内掲示・学内放送・本学ホームページにより伝達する。ただし、これらにより伝達ができない場合があるときは、第4条および別表1・2に基づき、公共放送の情報から各自で適切に判断するものとする。

(公欠の定義)

第7条 公欠とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 養護実習Ⅱおよび関係機関が行う事前オリエンテーション出席のために、授業を欠席する場合
- (2) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」にもとづき学生が裁判員としての任務を果たす場合など、公の行事に参加する場合
- (3) 「学校保健安全法施行規則」第18条に定められた感染症による社会的影響を考慮して、大学が出校停止を命じた場合
- (4) 天災・事故等による公共交通機関の運休又は遅延(第3条の警報の解除、第4条の警戒宣言等の解除、第5条のストライキの終了後も続く公共交通機関の運休又は遅延、および第3条の警報の解除後も居住地域で警報が解除されないことによる公共交通機関の運休又は遅延を含む)によって授業を欠席した場合。
- (5) 第3条の警報が居住地域で発令され、出校できず授業を欠席した場合
- (6) 忌引きの場合
- (7) 教授会において、第1項第1号～第6号に準じて特段の取り扱いが必要であると認められた場合

(公欠の期間)

第8条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号にあっては、実習に要する期間
- (2) 前条第2号にあっては、裁判所などの公の機関から指定された期間
- (3) 前条第3号にあっては、感染症による社会的影響を考慮して大学が出校停止を命じた期間
- (4) 前条第4号にあっては、当該公共交通機関の運行開始(遅延運行を含む)から2時間までとする。
- (5) 前条第5号にあっては当該居住地の警報解除から2時間とする。
- (6) 前条第6号にあっては、以下の期間

| | | |
|-----|-----------|-------|
| 配偶者 | 夫・妻 | 10日以内 |
| 血族 | 1親等 | 7日以内 |
| | 2親等 | 3日以内 |
| | 3親等 | 1日以内 |
| 姻族 | 1親等 | 3日以内 |
| | 2親等および3親等 | 1日以内 |

- (7) 前条第7号にあっては、教学委員会(看護学部は教学・臨地実習委員会)において必要と認められた期間

2 学部長または研究科長は、遠隔地の場合またはその他特別の事由があると認めた場合、前項の日数に必要日数を加えることができる。

(公欠の手続)

第9条 公欠の適用を受けようとする者は、次の手続を行わなければならない。

- (1) 第7条第1号、第2号または第5号にあっては、事前に所定の「欠席届(公欠願)」および期間が明記された「受け入れ先からの正式書類」を教務課に提出する。
- (2) 第7条第3号にあっては、所定の「欠席届(公欠願)」および期間が明記された医師が作成した「治癒証明書」又は「診断書」を教務課に提出する。
- (3) 第7条第4号にあっては、所定の「欠席届(公欠願)」および当該公共交通機関の運休により終日登校できない場合を除き、当該機関が発行する「遅延証明書」を教務課へ提出する。
- (4) 第7条第5号にあっては所定の「欠席届(公欠願)」を教務課へ提出する。
- (5) 第7条第6号にあっては、所定の「忌引願」および葬儀日等が明記された「会葬礼状」等の書類を教務課に提出する。

2 学部長または研究科長は、提出された書類の審査を行い、許可を決定した場合は、大学事務局より授業担当教員へ連絡する。

(公欠による授業の取扱)

第 10 条 授業担当者は、補講もしくは課題等を与えることにより、公欠を許可された期間を出席と
することができる。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

附 則 この規程（改正）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程（改正）は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。附

則 この規程（改正）は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。附

則 1. この規程（改正）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 7 条第 1 号の規定は、平成 28 年度以前の入学生については改正後の規定にかかわら
ず、なお従前のとおりとする。

附 則 この規程（改正）は、平成 30 年 8 月 22 日から施行する。

附 則 この規程（改正）は、令和元年 11 月 20 日から施行する。

附 則 この規程（改正）は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程（改正）は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1)

<人間環境学部、心理学部、環境科学部および人間環境学研究科>

| | | | |
|---|---|------|---|
| 休講とする場合 | 1 愛知県西部のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合。 | | |
| | 愛知県西部 | 知多地域 | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 |
| 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除されない場合。 | | | 西三河南部 岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町 |
| 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）解除に伴う授業の開始 | 1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 7 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり午後から授業を開始する。 | | |

<看護学部および看護学研究科>

| | | | |
|---|---|------|--|
| 休講とする場合 | 1 愛知県西部のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合。 | | |
| | 愛知県西部 | 尾張東部 | 名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町 |
| 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除されない場合。 | | | 知多地域 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 |
| 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除されない場合。 | | | 西三河南部 岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町 |
| 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除されない場合。 | | | 西三河北西部 豊田市西部、みよし市 |
| 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）解除に伴う授業の開始 | 1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 7 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり午後から授業を開始する。 | | |

<松山看護学部>

| | | | |
|---|---|---------------------------|--|
| 休講とする場合 | 1 愛媛県中予地域のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合。 | | |
| | 中予地域 | 松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町 | |
| 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除されない場合。 | | | |
| 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）解除に伴う授業の開始 | 1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 7 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり午後から授業を開始する。 | | |

<総合心理学部>

| | | |
|---|---|---------------------------|
| 休講とする場合 | 1 愛媛県中予地域のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合。 | |
| | 中予地域 | 松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町 |
| 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除されない場合。 | | |
| 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）解除に伴う授業の開始 | 1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 7 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。 2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり午後から授業を開始する。 | |

別表 2)

<人間環境学部、心理学部、環境科学部および人間環境学研究科>

| 休講とする場合 | 名古屋鉄道が運行停止となったとき | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|--------|--------|--------|------|--------|------|---------|------|---------|------|---------|------|
| ストライキ終了に伴う授業の開始 | 名古屋鉄道が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行再開時間</th> <th>授業開始時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7：00まで</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>9：00まで</td> <td>第2時限</td> </tr> <tr> <td>11：00まで</td> <td>第3時限</td> </tr> <tr> <td>13：00まで</td> <td>第4時限</td> </tr> <tr> <td>14：00まで</td> <td>第5時限</td> </tr> </tbody> </table> | | 運行再開時間 | 授業開始時限 | 7：00まで | 第1時限 | 9：00まで | 第2時限 | 11：00まで | 第3時限 | 13：00まで | 第4時限 | 14：00まで | 第5時限 |
| 運行再開時間 | 授業開始時限 | | | | | | | | | | | | |
| 7：00まで | 第1時限 | | | | | | | | | | | | |
| 9：00まで | 第2時限 | | | | | | | | | | | | |
| 11：00まで | 第3時限 | | | | | | | | | | | | |
| 13：00まで | 第4時限 | | | | | | | | | | | | |
| 14：00まで | 第5時限 | | | | | | | | | | | | |

<看護学部および看護学研究科>

| 休講とする場合 | JR が運行停止となったとき | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|--------|--------|--------|------|--------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|
| ストライキ終了に伴う授業の開始 | JR が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行再開時間</th> <th>授業開始時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7：00まで</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>9：00まで</td> <td>第2時限</td> </tr> <tr> <td>11：00まで</td> <td>第3時限</td> </tr> <tr> <td>13：00まで</td> <td>第4時限</td> </tr> <tr> <td>14：00まで</td> <td>第5時限</td> </tr> <tr> <td>15：00まで</td> <td>第6時限</td> </tr> <tr> <td>16：00まで</td> <td>第7時限</td> </tr> </tbody> </table> | | 運行再開時間 | 授業開始時限 | 7：00まで | 第1時限 | 9：00まで | 第2時限 | 11：00まで | 第3時限 | 13：00まで | 第4時限 | 14：00まで | 第5時限 | 15：00まで | 第6時限 | 16：00まで | 第7時限 |
| 運行再開時間 | 授業開始時限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7：00まで | 第1時限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9：00まで | 第2時限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11：00まで | 第3時限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13：00まで | 第4時限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14：00まで | 第5時限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15：00まで | 第6時限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16：00まで | 第7時限 | | | | | | | | | | | | | | | | |

<松山看護学部>

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 休講とする場合 | 伊予鉄道、JR が運行停止となったとき |
| ストライキ終了に伴う授業の開始 | JR が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する |

| 運行再開時間 | 授業開始時限 |
|---------|--------|
| 7：00まで | 第1時限 |
| 9：00まで | 第2時限 |
| 11：00まで | 第3時限 |
| 13：00まで | 第4時限 |
| 14：00まで | 第5時限 |

<総合心理学部>

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 休講とする場合 | 伊予鉄道、JR が運行停止となったとき |
| ストライキ終了に伴う授業の開始 | JR が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する |

| 運行再開時間 | 授業開始時限 |
|---------|--------|
| 7：00まで | 第1時限 |
| 9：00まで | 第2時限 |
| 11：00まで | 第3時限 |
| 13：00まで | 第4時限 |
| 14：00まで | 第5時限 |

人間環境大学試験規程

(準拠)

第1条 人間環境大学学則第30条・31条・32条および33条、および人間環境大学大学院学則第29条・30条・31条および32条に関連し、必要な事項を定める。

(受験資格)

第2条 学生は定められた期間に履修登録した授業科目についてのみ、定期試験を受験することができる。

2 次の各号の一つに該当するものは、受験資格を有しない。

- (1) 欠席時数が授業時数の5分の1を超える者、ただし授業時数が8回の科目においては、欠席が2回を超える者。
- (2) 授業料等納付金を納入していない者
- (3) 履修登録していない者
- (4) 履修途中で受講を辞退した者
- (5) 看護学部および看護学研究科においては、実習科目の出席時数が所定の実習時数の5分の4に満たない者
- (6) 出席確認において不正行為を行った者

(不正行為)

第3条 定期試験において不正行為を行った場合は、総合演習、演習の科目を除き、その該当する学期の科目を全て不合格とする。

2 前項の者には教授会（大学院については研究科委員会）の議を経て、学長が懲戒を加えることができる。

(定期試験)

第4条 定期試験は、原則として各学期末に実施する。

2 試験の科目、日時、時間割その他必要な事項は試験実施の1週間前までに公示する。

(定期試験場への入場)

第5条 次の各号に該当する者は、試験場へ入ることはできない。

- (1) 受験資格を有しない者
- (2) 学生証を所持しない者
- (3) 定刻より20分以上遅刻した者
- (4) 一旦試験場から退場した者

(追試験)

第6条 受験資格を有する者が、第4条に定める定期試験を受けることのできなかった学生で、次の各号のいずれかに該当する場合には、追試験を受験することができる。

- (1) 暴風、大雨その他災害により受験することができなかつた場合
- (2) 交通機関の不通、又は延着による場合
- (3) 傷病により受験できない場合
- (4) 忌引の場合
- (5) 公欠、又はそれに準じる場合
- (6) 卒業又は修了後の進路に関する試験により受験できない場合
- (7) 特別の事情がある場合で、教授会で承認された場合

2 前項に定める追試験に合格した場合の点数は、90点を最高とする。

3 理由の如何にかかわらず、追試験の追試験は実施しない。

(追試験願)

第7条 第6条に定める追試験を受けることができる場合は、所定の追試験願に必要事項

を記入し、診断書等の証明書を添えて、定期試験最終日から 3 日以内（事務休業日を除く）に教務課に願い出なければならない。

- 2 追試験を許可された場合は追試験受験料として 1 科目につき 1,000 円を納入しなければならない。

(再試験)

第 8 条 定期試験で受験科目の評価が不合格となった者で、以下の各号、第 2 項および第 3 項により、再試験の受験を認める場合がある。

- (1) 卒業見込みの者であって、卒業年次の年度末において、当該年度に履修登録し、D 判定の科目のうち 8 単位以内を修得すれば卒業可能な者。
 - (2) 修了見込みの者であって、修了年次の年度末において、不合格となった科目について、その試験に合格することによって修了資格が与えられる者。
 - (3) 所定の手続きにより再試験の受験を願い出たうえで、補講等を受けた者。
- 2 各学部および研究科における前項の適用は、次の通りとする。
- (1) 前項第 1 号にあっては、心理学部、環境科学部および総合心理学部
 - (2) 前項第 2 号にあっては、人間環境学研究科
 - (3) 前項第 3 号にあっては、看護学部、松山看護学部および看護学研究科、松山看護学研究科
- 3 再試験は当該年度の教授会又は研究科委員会で認められた科目のみ行う。
- 4 再試験に合格した場合の評価点は、60 点を最高とする。
- 5 理由の如何にかかわらず、再試験の追試験は実施しない。

(再試験願)

第 9 条 第 8 条に定める再試験を受けることができる場合は、所定の再試験願に必要事項を記入し、定められた期日に教務課に願い出なければならない。出願の期日は毎年の学年暦で定める。

- 2 再試験を許可された場合は再試験受験料として 1 科目につき 2,000 円を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第 10 条 この内規の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 4 年度入学生から適用し、令和 3 年度以前の入学生においては「人間環境大学試験内規」を適用する。

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

人間環境大学既修得単位認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則第37条の規定に基づき、人間環境大学（以下「本学」という）の第1学年次に入学した者が、本学入学前に大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位（以下「既修得単位」という）の認定に必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 既修得単位とし認定できる授業科目は、次のとし、当該科目の単位数の範囲で行う。

- (1) 心理学部および環境科学部は学部共通科目
- (2) 看護学部および松山看護学部は基礎科目
- (3) 総合心理学部は一般教養科目
- (4) その他、当該学部の教授会で認められた科目

(申請手続)

第3条 新たに本学に入学した者で既修得単位の認定を希望する者は、別に指定する期日までに次の書類を学長に提出しなければならない。なお、申請は入学年度のみとする。

- (1) 既修得単位認定申請書（様式第1号）
- (2) 既修得単位に係る成績証明書
- (3) 既修得単位に係る授業科目の授業内容を示す書類又は講義概要の写し

(認定基準等)

第4条 認定を受けようとする授業科目および単位数は、本学における授業科目および単位数と同等以上と認められるものでなければならない。

(認定方法)

第5条 既修得単位の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学長が行う。

- 2 既修得単位の認定の検討は、教学委員会において行う。その際、必要に応じて授業科目担当教員の意見を求めることができる。
- 3 学長は、第1項の認定を行うに当たっては、面接その他の認定試験を行うことができる。

(申請者への通知)

第6条 学長は、既修得単位の認定結果について、既修得単位認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

(成績の表記)

第7条 認定した授業科目の成績の表記は、N（認定）とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

- 附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この規程（改正）は、平成 28 年 8 月 31 日から適用する。
- 附則 この規程（改正）は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則 この規程（改正）は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

人間環境大学学費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則（以下、「学則」という）第55条から第60条および人間環境大学大学院学則（以下、「大学院学則」という）第54条から第59条の規定に基づき、学費およびその他の納付金（以下、「学費等納付金」という）について、納入方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(学費等納付金)

第2条 学費等納付金とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 学費： 入学金、授業料、教育充実費、施設設備費、資格課程費（教職課程費、保健師課程費）、実習費（助産学実習費、実験実習費、追実習料）、科目等履修料、研究料、聴講生登録料および受講料
 - (2) その他の納付金： 入学検定料、追試験受験料、再試験受験料、在籍料、復籍料、再入学料および延滞料
 - (3) 証明書等発行手数料
 - (4) 学生保険料
 - (5) 学生後援会入会金、学生後援会年会費、同窓会入会金および同窓会費
- 2 前項第1号に関する納付金額については、別表1に定める。
 - 3 第1項第2号に関する納付金額については、別表2-1に定める。
 - 4 第1項第3号に関する納付金額については、別表2-2に定める。
 - 5 第1項第4号および第5号に関する納付金額については、別に定めるところとする。

(学費等納付金の返還)

第3条 既に納入した学費等納付金は、返還しない。但し、入学手続きに係る取扱いについては、この限りではない。

(学費の納入方法および納入期日)

第4条 第2条に定める学費は、該当年度の学費を前期および後期の2回に分けて、次の期日までに大学が指定する方法により納入しなければならない。

| | |
|-----|---------|
| 前期分 | 4月 20 日 |
| 後期分 | 9月 15 日 |

- 2 新入学生（編・転入学生を含む）の入学時における学費は、別に定める期日までに大学が指定する方法により納入しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、資格課程費および実習費の納入方法、時期等については別に定めるところとする。

(長期履修者に係る学費の納入方法の特例)

第5条 大学院学則第5条第2項に定める規定により、長期の履修を認められた者（以下「長期履修者」という）にあっては、長期履修期間に限り、別表1に定める入学金を除く学費の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を1年間に納入する額とし、第4条第1項に定める期日までに、指定する方法で納入しなければならない。

(学費の延納)

第6条 第4条第1項の期日までに学費の納入ができない者は、次の期日までに延納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分延納願い 4月15日

後期分延納願い 9月10日

2 延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分 6月30日

後期分 11月30日

3 第1項の規定による延納を許可された者が、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに学費の納入ができないときは、所定の期日までに再延納願いを提出し、許可を得なければならない。再延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分 7月31日

後期分 12月25日

4 国の高等教育の修学支援制度の対象となった者は、第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する期日まで、納付を猶予する。

(学費の分納)

第7条 第5条第1項による学費の納入ができない者は、次の期日までに分納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分分納願い 4月15日

後期分分納願い 9月10日

2 分納の金額は、分納願において定める。

3 分納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分分納期日

(第1回) 4月20日 (第2回) 6月30日 (第3回) 7月31日 (第4回) 8月31日

後期分分納期日

(第1回) 9月30日 (第2回) 10月31日 (第3回) 11月30日 (第4回) 12月25日

4 分納を許可された者が、前項に規定する期日までに納入しないときは、その翌日をもって分納の許可を取り消す。

(学費を滞納した者)

第8条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、次の期日までに、別表2-1に定める延滞料および滞納学費を納入しなければならない。

〈所定の期日〉

前期分 8月31日

後期分 12月25日

〈納入期日〉

前期分 9月15日

後期分 翌年1月20日

2 前項に規定する納入期日までに延滞料および滞納学費を納入しなかった者は、学則第27条の1の規定により除籍となる。

(復籍者の学費)

第9条 復籍を許可された者は、許可された日から3月31日までに別表2-1に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者は、復籍する年度の所定の学費を納入しなければならない。

(再入学者の学費)

第10条 再入学を許可され者は、許可された日から3月31日までに別表2-1に定める再入学料を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者は、再入学する年度の所定の学費を納入しなければならない。

(休学中の学費)

第11条 休学期間は、学費を免除する。ただし、別表2-1に定められた在籍料を納入しなければならない。

2 指定された期間内に在籍料を納付しない者は、休学許可を取り消す。

(外国留学生の学費)

第12条 学則第24条第3項に定める通り、留学期間は休学の取扱いをしないものとする。従って第11条の規定は留学期間中には適用しない。

(編・転入学者の学費)

第13条 編・転入学を許可された者の学費は、入学を許可された年次の学生のそれと同額とする。

2 編・転入学を許可された者の入学金は、入学を許可された年度の額とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(補足)

第15条 この規程に定めるものの他、学費等の徴収に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表2改正)は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表3改正)は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表3改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表1改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表5新設)は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表3改正)は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成27年6月22日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度までの入学生のうち学部4年を超えて在学する者(休学中の在籍期間を除く)の学費は、なお従前のとおりとする。

附則 この規程(改正)は、平成30年7月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成2年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表1の改正)は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表1~4の改正)は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、令和6年4月1日から施行する。

平成 28 年 11 月 30 日

人間環境大学学費規程の特例措置

人間環境大学学費規程の改正（改正日平成 28 年 11 月 30 日、施行日平成 29 年 4 月 1 日）のうち、第 11 条（休学中の学費等）の規定は、改正日から全ての在籍学生に適用する。

人間環境大学学費規程 別表

別表 1

I. 学部学費

【人間環境学部心理学科 平成 29 年度入学生より適用】

【総合心理学部総合心理学科 令和 4 年度入学生より適用】

【総合心理学部総合犯罪心理学科 令和 6 年度入学生より適用】

単位：円

| 学費種別 | 1 年次 | | 2 年次 | | 3 年次 | | 4 年次 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 入学時 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 入学金 | 200,000 | — | — | — | — | — | — | — |
| 授業料 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 |
| 教育充実費 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 |
| 上記合計 | 740,000 | 540,000 | 540,000 | 540,000 | 540,000 | 540,000 | 540,000 | 540,000 |

【人間環境学部環境科学科 平成 29 年度入学生より適用】

【心理学部心理学科 令和 4 年度入学生より適用】

【心理学部犯罪心理学科 令和 4 年度入学生より適用】

【環境科学部フィールド生態学科 令和 4 年度入学生より適用】

【環境科学部環境データサイエンス学科 令和 4 年度入学生より適用】

単位：円

| 学費種別 | 1 年次 | | 2 年次 | | 3 年次 | | 4 年次 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 入学時 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 入学金 | 200,000 | — | — | — | — | — | — | — |
| 授業料 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | 350,000 |
| 教育充実費 | 215,000 | 215,000 | 215,000 | 215,000 | 215,000 | 215,000 | 215,000 | 215,000 |
| 上記合計 | 765,000 | 565,000 | 565,000 | 565,000 | 565,000 | 565,000 | 565,000 | 565,000 |

【看護学部看護学科 平成 27 年度入学生より適用】

単位：円

| 学費種別 | 1 年次 | | 2 年次 | | 3 年次 | | 4 年次 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 入学時 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 入学金 | 200,000 | — | — | — | — | — | — | — |
| 授業料 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |
| 教育充実費 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 |
| 施設設備費 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 |
| 上記合計 | 997,500 | 797,500 | 797,500 | 797,500 | 797,500 | 797,500 | 797,500 | 797,500 |

【松山看護学部看護学科 平成 29 年度入学生より適用】

単位：円

| 学費種別 | 1 年次 | | 2 年次 | | 3 年次 | | 4 年次 | |
|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 入学時 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 入学金 | 250,000 | — | — | — | — | — | — | — |
| 授業料 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |
| 教育充実費 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 | 147,500 |
| 施設設備費 | 127,500 | 127,500 | 127,500 | 127,500 | 127,500 | 127,500 | 127,500 | 127,500 |
| 上記合計 | 1,000,000 | 750,000 | 750,000 | 750,000 | 750,000 | 750,000 | 750,000 | 750,000 |

注 2 年次以降の授業料、教育充実費および施設設備費は、原則として 1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

II. 大学院博士前期（修士）課程学費

【人間環境学研究科 修士課程 平成 28 年度入学生より適用】 単位：円

| 学費種別 | 1 年次 | | 2 年次 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| | 入学時 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 入学金 | 200,000 | — | — | — |
| 授業料 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 |
| 教育充実費 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 上記合計 | 600,000 | 400,000 | 400,000 | 400,000 |

注 1) 本学卒業生は入学金を免除する。

注 2) 2 年次以降の授業料および教育充実費は原則として、1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注 3) 2 年を超えて在籍する者の学費は、2 年次の学費を適用する。

【看護学研究科 博士前期課程 平成 27 年度入学生より適用】 単位：円

| 学費種別 | 1 年次 | | 2 年次 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 入学時 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 入学金 | 200,000 | — | — | — |
| 授業料 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |
| 上記合計 | 675,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |

注 1) 本学卒業生は入学金を免除する。

注 2) 2 年次以降の授業料は原則として、1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注 3) 2 年を超えて在籍する者の学費は、2 年次の学費を適用する。

【松山看護学研究科 博士前期課程 令和 5 年度入学生より適用】 単位：円

| 学費種別 | 1 年次 | | 2 年次 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 入学時 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 入学金 | 200,000 | — | — | — |
| 授業料 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |
| 上記合計 | 675,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |

注 1) 本学卒業生は入学金を免除する。

注 2) 2 年次以降の授業料は原則として、1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注 3) 2 年を超えて在籍する者の学費は、2 年次の学費を適用する。

III. 大学院博士後期課程学費

【看護学研究科博士後期課程 平成 27 年度入学生より適用】 単位：円

| 学費種別 | 1 年次 | | 2 年次 | | 3 年次 | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 入学時 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 入学金 | 200,000 | — | — | — | — | — |
| 授業料 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |
| 上記合計 | 675,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |

注 1) 本学卒業生および修了生は入学金を免除する。

注 2) 2 年次以降の授業料は原則として、1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注 3) 3 年を超えて在籍する者の学費は、3 年次の学費を適用する。

注 4) 長期履修者については、第 5 条の規定を適用する。

【松山看護学研究科博士後期課程 令和5年度入学生より適用】

単位：円

| 学費種別 | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 入学時 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 入学金 | 200,000 | — | — | — | — | — |
| 授業料 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |
| 上記合計 | 675,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 | 475,000 |

注1) 本学卒業生および修了生は入学金を免除する。

注2) 2年次以降の授業料は原則として、1年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注3) 3年を超えて在籍する者の学費は、3年次の学費を適用する。

注4) 長期履修者については、第5条の規定を適用する。

IV. 科目等履修生、研究生および聴講生学費（全学共通）

| 科目等履修生 学費 単位：円 | |
|----------------|--------|
| 学費種別 | 入学時 |
| 入学金A（1年間有効） | 20,000 |
| 入学金B（5年間有効） | 50,000 |
| 授業料（1単位につき） | 60,000 |

注) 入学金は、入学時にA又はBを選択する。

| 研究生 学費（年間） 単位：円 | |
|-----------------|---------|
| 学費種別 | 入学時 |
| 入学金 | 20,000 |
| 研究料 | 120,000 |
| 教育充実費 | 40,000 |
| 上記合計 | 180,000 |

注) 本学卒業生は入学金を免除する。

| 聴講生学費 単位：円 | |
|---------------|-------|
| 登録料 | 3,000 |
| 受講料（1単位相当につき） | 5,000 |

注) 人間環境大学、岡崎学園国際短期大学、岡崎学園高等学校（前身の高等学校含む）を卒業した者および人間環境大学在学生の父母は登録料を免除する。

V. 資格課程費（看護学部および大学院看護学研究科） 単位：円

| 種別 | 金額 | 備考 |
|--------|--------|----|
| 教職課程費 | 10,000 | |
| 保健師課程費 | 50,000 | |

VI. 実習費（看護学部および大学院看護学研究科） 単位：円

| 種別 | 金額 | 備考 |
|--------|---------|--------------|
| 助産学実習費 | 200,000 | |
| 追実習料 | 3,000 | 追実習実施科目ごとに徴収 |

別表 2-1 (全学共通)

| その他の納付金 (第2条1項第3号関係) | | | 単位:円 |
|----------------------|--|------|--------|
| 種 別 | 金 額 | 種 別 | 金 額 |
| 入学検定料 | 35,000 (大学入学共通テスト利用入試のみ出願する場合は 20,000) | 復籍料 | 12,000 |
| 追試験受験料 | 1,000 (1科目につき) | 再入学料 | 12,000 |
| 再試験受験料 | 2,000 (1科目につき) | 延滞料 | 1,000 |
| 在籍料 | 10,000 (学期毎) | | |

別表 2-2 (全学部共通)

| 証明書等発行手数料 (第2条1項第4号関係) | | | 単位:円 |
|------------------------|-----|----------------------|-------|
| 種 別 | 金 額 | 種 別 | 金 額 |
| 在学証明書 | 300 | 修了見込証明書 | 300 |
| 成績証明書 | 300 | 修了証明書 | 300 |
| 卒業見込証明書 | 300 | 在籍期間証明書 | 300 |
| 卒業証明書 | 300 | 資格取得見込証明書 | 300 |
| 健康診断証明書 | 500 | 学力に関する証明書 | 300 |
| 単位修得証明書 | 300 | 単位取得退学証明書 | 300 |
| 単位修得見込証明書 | 300 | 外国語による証明書 | 300 |
| その他証明書 | 300 | 学生証再交付手数料 (紛失・汚損) | 2,500 |

注) これらの手数料等は経済情勢により変動することがある。

人間環境大学大学院長期履修制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第5条第2項の規定に基づき、博士前期課程（修士課程）および博士後期課程の学生を対象とした長期履修制度を運用するために必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を希望する旨の申し出をすることができる者は、大学院に入学を許可された者であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第5条第1項に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 家事、育児、介護等の事情がある者
- (3) その他長期履修が必要となる相当の理由があると認められた者

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、博士前期課程においては入学時から起算して3年、博士後期課程においては入学時から起算して5年を上限とする。ただし、休学期間は当該期間に算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（様式1号）を学長に提出しなければならない。

- 2 申請期限は、博士前期課程（修士課程）の者は、1年次の2月末日、博士後期課程の者は、2年次の2月末日とする
- 3 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可するものとする。

(履修期間の短縮または、取りやめ)

第5条 長期履修期間の短縮または長期履修の取りやめ（以下「長期履修期間短縮等」という）を希望する者は、希望する修了の月の末日から起算して7か月前までに長期履修期間短縮・長期履修取りやめ申請書（様式2号）を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可するものとする。ただし、長期履修期間短縮等は在学中に1回に限る。

(長期履修学生の承認の取消し)

第6条 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、長期履修学生の承認を取り消すことができる。

(長期履修学生の学費の納付)

第7条 長期履修学生の学費の納付方法については、別に定める学費規程による。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日から施行する。

人間環境大学研究生規程

(総則)

第1条 人間環境大学学則（以下「学則」という）第43条に規定する研究生に関しては、学則のほかこの規程の定めるところによる。

2 この規程にいう研究生とは、特定の教員の指導の下に研究を行う者をいう。

3 前項に定めるもののほか、人間環境大学（以下「本学」という）を卒業し、所属した学部の教員の指導の下に、当該学部に係る国家資格等の取得のための準備を行うことを目的として、その許可を受けた者を研究生とすることができる。

(入学資格)

第2条 研究生として大学に入学できる者は、大学を卒業し、又はこれと同等以上の学力を有すると学長が認めた者とする。

(出願手続)

第3条 研究生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、大学の定める期日までに提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 研究計画書

(3) 最終学校卒業証明書及び成績証明書

(4) 現に職業に従事している者、又は在学中の者は、所属長又は学長の受験承諾書

(5) その他必要な書類

2 第1条第3項の研究生を志願するものは、出願に際し、前項第2号、第3号及び第4号の書類は不要とする。

(入学時期・入学許可)

第4条 研究生の入学時期は各学年の初めからとする。ただし、特別の事情があると学長が認めたときはこの限りではない。

2 入学を志願した者については、別に定めるところにより選抜を行う。

3 研究生の入学は教授会の議を経て学長が許可する。

(入学金・授業料)

第5条 入学を許可された者は、入学金及び研究料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 本学を卒業し、研究生として入学を許可された者については、入学金を免除する。

3 第1条第3項の研究生として入学を許可された者については、研究料及び教育充実費を徴収しない。ただし、所属した学部が運営する国家試験対策プログラム等に必要な費用を納付しなければならない。

4 前項の金額は、当該学部の教授会の議を経て別に定める。

(研究期間)

第6条 研究生の期間は1年とする。

2 研究を継続する必要があるときは、許可を得てその期間を延長することができる。

(検定料の免除)

第7条 前条第2項により、その期間を延長する場合、又は第1条第3項の研究生として志願する者は検定料を免除する。

(授業の聴講)

第8条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、担当教員の承認を経て、講義・演習・

実験・実習又は実技に出席することができる。

(単位認定)

第9条 研究生の研究については、単位の認定は行わない。

(証明書の発行)

第10条 学長は、研究生が相当の成績をあげたと認めた場合には、教授会の議を経て、研究を修めた旨の証明書を交付することができる。

(規程の準用)

第11条 この規程に定められていない事項については本学学則を準用する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成25年1月30日からこれを施行する。

附則 この規程(改正)は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程(改正)は、令和5年4月1日から施行する。

人間環境大学研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学における人を対象とする研究（以下「研究」という）について、「ヘルシンキ宣言」および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、各学部・研究科に研究倫理審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 研究に関わる計画における倫理的配慮等の審査に関すること。
- (2) 研究における倫理のあり方に関する基本的事項に関すること。
- (3) その他研究倫理に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会ならびに研究科委員会の構成員若干名。
- (2) 学外有識者を1名以上、委員として委嘱するものとする。

2 前項1号の委員は、学長が指名して委嘱し、同第2号の委員は、委員会の議を経て学長が委嘱する。

(任命)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員会に副委員長を置くことができるものとし、学長が指名する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員会)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故ある時は、副委員長又は委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(議事)

第8条 委員会の招集は、あらかじめ議事を提示して行う。この場合、必要があれば、審査に必要な書類を添付するものとする。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 議事につき委員会に委任状を提出した者は、前項の出席者とみなす。
- 4 議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、前項と同様とする。
- 5 議決は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、これによりがたい場合は、出席

者の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

- 6 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査および議決に加わることはできない。
- 7 委員会の議事については、議事録を作成し、保存するものとする。
- 8 委員会は原則として非公開とし、委員は職務上知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(審査の申請及び審査手続き等)

第9条 審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、研究倫理審査申請書（様式第1号）とともに必要な書類を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請書等を受理したときは、当該申請の審査を適切に行うことができると判断する委員会の委員長に審査を付託するものとする。
- 3 委員長は、学長から審査の付託を受けた時は、当該申請を速やかに委員会の審査に付すものとする。
- 4 委員会は、第1条の趣旨に沿って審査し、判定を行う。
- 5 審査する研究計画ごとに、委員会で選出された2名以上の審査委員が審査を行い、その結果を委員会に報告する（様式第2号）。
- 6 委員会が必要と認めた場合は、申請者又は第三者の出席を求め、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 7 委員長は、委員会における研究計画審査の結果を申請者に通知する（様式第3号）。
- 8 委員長は、委員会における審査の結果について、速やかに学長に報告するものとする。
- 9 学長は、委員長の報告を受けた時は、速やかに申請者に通知するものとする（様式第4号）。
- 10 前項の決定において、不承認となった場合又は審査を必要としないと認めた場合は、本条第7項に規定する通知をもって、学長による通知に代えることができるものとする。
- 11 審査に関することは、別に定める。

第10条 申請者は、承認された研究計画等を変更しようとする場合は、前条第1項から第11項の規定により改めて変更箇所を明示した研究計画書等を委員長に提出し、学長の承認を求めなければならない。

(異議申し立て)

第11条 申請者は、審査の結果に異議のある時は、異議申立書（様式第5号）を添えて委員長に再審査を求めることができる。

- 2 委員長は、再審査終了後速やかに、その審議内容を異議申立てに対する指針書（様式第6号）により申請者に通知しなければならない。

(研究実施状況報告)

第12条 委員会は、委員長を通じて、申請者に研究の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 申請者は、研究を中止しようとするとき、又は研究計画を変更しようとする場合でその変更の内容が軽微なものであるときは、書面（様式第7号）により委員長を通じ委員会に報告しなければならない。

(是正措置)

第13条 申請者は、研究対象者に危険や不利益が生じた場合は、書面（様式第7号）により速やかに委

員長を通じ委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告に基づいて審議し、当該研究の変更、中止その他必要な事項について意見を述べることができる。

3 委員長は、委員会の意見を尊重し、当該研究の変更、中止その他必要な事項を決定する。

4 申請者は、前項の決定に従わなければならない。

(公表)

第14条 委員会は、第8条第7項の記録のうち、議事要旨を公表することができる。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護のため、非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。

(委員会の事務)

第15条 委員会の事務は、各キャンパス事務部の総務課により行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附則 この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成27年9月9日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年1月8日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成29年4月1日から施行する。（平成29年5月24日改正）

附則 この規程（改正）は、令和3年11月24日から施行する。

人間環境大学看護学部・大学院看護学研究科研究倫理審査細則

(目的)

第1条 この細則は、研究倫理審査委員会規程（以下「委員会規程」という）第9条第11項の規定に基づき、研究倫理審査（以下「審査」という）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(審査対象)

第2条 看護学部・大学院看護学研究科研究倫理審査委員会（以下「委員会」という）は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 看護学部・大学院看護学研究科の教員が行う、人を対象とした研究
- (2) 看護学部・大学院看護学研究科の学生が授業の一環として行う人を対象とした研究
- (3) その他、本委員会が必要と認めた場合

(開催時期)

第3条 委員会は概ね月1回を原則として、必要に応じて臨時委員会を開催する。

(審査の申請)

第4条 第2条に掲げる研究を行おうとする者は、委員会規程第9条の規定により、予め委員長に研究倫理審査申請書および別に定める関連書類を提出しなければならない。

2 委員長は、前項の申請を受理した場合は、委員会に審査を付託しなければならない。

(審査の方法)

第5条 審査は、委員会規程第9条に規定する提出書類により行う。

- 2 審査の判定は、委員会規程第8条第5項の規定により決する。
- 3 委員会は、申請者の出席を求め、説明を求めることができる。
- 4 委員会は、学内又は学外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(審査内容)

第6条 委員会の審査は、次の各号に掲げる事項に基づき検討しなければならない。

- (1) 対象となる人の人権の擁護
 - (2) 対象となる人の理解を求め、同意を得る方法
 - (3) 予測される学問的・社会的な貢献
 - (4) 対象となる人の危険性、不利益
 - (5) その他倫理的問題に対する配慮
- 2 前項に基づき検討する事項は次の各号に掲げるとおりである。
- (1) 課題名
 - (2) 研究の目的
 - (3) 研究対象および方法（予定対象者数・年齢層、研究実施期間、データの保持責任者および保存期間等）
 - (4) 研究の対象となる個人および家族などの尊厳と人権擁護、個人情報保護についての方法
 - (5) 対象者への事前の説明および自由意思による同意と撤回の自由、研究に関する問い合わせ先
 - (6) 研究協力に伴う対象者の利益、不利益および対処法
 - (7) 研究結果の公表方法

- (8) 研究助成金の有無（助成元との利害関係、利益相反等）
- (9) 本学以外の研究倫理審査機関による承認の有無
- (10) 確認事項（研究実施機関・施設の責任者許可等）

（審査結果の通知）

第7条 委員会は、委員会規程第9条の規定により速やかに審査を行い、審査結果を申請者に通知する。

2 前項の通知は、別表に定める「承認」「条件付き承認A・B」「再審査」「不承認」「該当せず」の5段階とする。

3 審査結果に疑義がある場合、申請者は書面をもって照合することができる。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

別表 倫理審査の判定および判定基準

| 判 定 | | 判定基準 |
|--------|-----------------------------------|--|
| 承認 | 変更・修正の必要がない | 研究計画に倫理的問題はないが、依頼書、承諾書、質問紙などの文言、説明の仕方、文字の大きさ、構成などに一部不適切な箇所があり、研究協力者、協力施設に提出した際に理解しにくい、誤解を招く可能性がある、失礼にあたるなどの問題が懸念される場合は、修正点についてのコメントを添えて承認とする |
| 条件付き承認 | A | 研究計画に一部修正すべき点があるが、委員会として修正内容を確認する必要がない |
| | B | 研究計画に一部修正すべき点があり、再提出された計画書を委員が確認する必要がある |
| 再審査 | 研究計画に一部修正すべき点があり、委員会で再度審査をする必要がある | 研究計画に一部修正点があり、修正あるいは変更の方法によって新たな倫理的問題が発生する可能性があるため、委員会で再審査をする場合 研究計画の説明が不十分であり、提出された計画書では倫理的な判断ができない |
| 不承認 | 研究計画に大きな問題があり、倫理委員会として承認できない | 倫理的に大きな問題があり、根本的に計画を変更する必要がある、あるいはテーマそのものが大きな倫理的問題を孕んでいる |
| 該当せず | 倫理審査には該当しない | |

附則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この細則（改正）は、平成27年9月9日から施行する。

附則 この細則（改正）は、平成28年1月8日から施行する。

附則 この細則（改正）は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この細則（改正）は、平成29年4月1日から施行する。

人間環境大学における研究等の実施に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学(以下、「本学」)の構成員が行う研究等が、社会からの信頼を確保し、円滑に行われることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「構成員」とは、本学の教員、事務職員、研究生、研究補助員、大学院生、学部学生、その他学長が認めた者とする。
- 2 「研究等」とは、研究、調査、卒業研究、レポート等をいう。
- 3 「研究者」とは、本学で研究等をおこなう構成員をいう。
- 4 「論文等」とは、研究等の成果を第三者に提示したものをいう。

(研究者の倫理)

第3条 研究者は常に倫理的配慮ができるように研究倫理の研修(以下、「倫理研修」)をするように努める。

- (1) 教員、事務職員、研究生、研究補助員の倫理研修は、研究倫理 e ラーニングコースを受講する。
- (2) 大学院生の倫理研修は、研究にかかる授業科目において、研究倫理、研究倫理審査申請について担当教員が適宜、研究倫理の啓発をおこなうとともに、修士課程、博士前期課程、博士後期課程の1年次に研究倫理 e ラーニングコースを受講する。
- (3) 学部学生の倫理研修は、卒業研究において担当教員が適宜、研究倫理の啓発を行う。

(倫理研修の企画)

第4条 前条における倫理研修の企画は研究倫理委員会がおこなう。

(研究資料等の保存)

第5条 論文等として発表された研究成果のもととなった資料(文書、数値データ、画像など)と試料(実験試料、標本)や装置などについては、別に定める方法で保存する。

(研究情報の公開)

第6条 研究対象者が拒否できる機会を保障する(オプトアウト)ことが必要な場合には、予め研究目的等の研究情報を研究対象者等に通知又は公開し、研究が実施又は継続されることについて、研究情報を本学のホームページ等で通知・公開する。

(研究情報公開の運営)

第7条 前条のオプトアウトのための本学ホームページ上への掲載に関する運営は機関の長が行う。

(管理責任)

第8条 機関の長は、構成員が実践すべき研究倫理・行動規範遵守、安全確保・事故防止、資料及び試料などの保存、研究情報の公開の整備(オプトアウト)等について、教育・研究活動の健全性が担保されるよう環境整備に努める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

(準拠する指針等)

第10条 この規程は、主に次の指針等に基づいて実施する。

- (1) 科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー(日本学術振興会)
- (2) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文部科学大臣決定)
- (3) 回答「科学研究における健全性の向上について」(日本学術会議)
- (4) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)
- (5) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年11月24日から施行する。

人間環境大学における研究資料等の保存に関するガイドライン

I. 目的

このガイドラインは、「人間環境大学における研究等の実施に関する規程」第5条の規定に基づき、研究資料等の保存に関して、本学の方針を示すものである。

II. 意義

実験・観察をはじめとする研究活動においては、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

III. 用語の定義

このガイドラインにおける用語の定義を次に定める。

1. 「保存」とは、そのままの状態に保つこと。
2. 「保管」とは、他者の物を預かって、保護・管理すること。
3. 「データ」とは、コンピュータで、プログラムを使った処理の対象となる記号化・数値化・文字化された資料をいう。
4. 「研究資料」とはPC等のハードディスク等記録媒体に保存されている当該研究に関するデータならびに紙媒体資料（実験ノート類）をいう。
5. 「研究試料」とは、反応性物質や生物試料、貴重な標本等の劣化するものや標本ならびに安定物質など劣化しないものをいう。
6. 「研究資料等」とは、研究資料または研究試料をいう。

IV. 研究資料等の保存期間及び方法

論文等として発表された研究成果のもととなった資料（文書、数値データ、画像など）

と試料（実験試料、標本）や装置などは、「回答 科学研究における健全性の向上について、日本学術会議、平成27年(2015年)3月6日」に準じて原則として次のように保存する。なお、保存に関しては、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存する。

1. 研究資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後、10年間とする。なお、人に関するデータの場合には匿名化して保存する。ただし匿名化することで研究データとしての意味が失われるものについては、対応表で復元可能な匿名化データと個人情報に分割した上で、匿名化データと個人情報を別の場所に保存する。
2. 研究試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

V. 研究計画などに関する書類の保管

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針等に基づき、次のように書類

を

保管する。

1. 本学における研究倫理審査委員会が審査を行った研究に関する審査資料は、当該研究の終了について報告される日までの期間、保管とする。ただし、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあっては、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日までの期間保管する。
2. 本学のホームページ等で研究実施前に研究目的等の研究情報を公開（オプトアウト）した内容は、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日までの期間保管する。

VI. 研究資料等の保存管理責任者

保存資料等の保存場所などの保存管理責任者は、原則として、教員、事務職員、研究生、

研究補助員の場合は各自とし、大学院生の場合は指導教員とし、学部学生の場合は担当教員とする。ただし、共同研究の場合は、研究代表者が保存管理責任者となる。保存管理責任者の転出や退職に際して責任者を他者へ受け渡した場合、研究資料等を所定の保存期間まで追跡可能としておく。

保存資料等のうち、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものに

については、それらの規制やガイドラインに従う。

VII. ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 このガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則 このガイドラインは、令和 3 年 11 月 24 日から適用する

人間環境大学ティーチング・アシスタント規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学大学院の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に学部学生に対する講義、実験、実習、演習等の教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実および指導者としてのトレーニングの機会提供を図るため、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という）とする。

(身分)

第3条 TAは、本学の非常勤職員とする。

(職務内容)

第4条 TAの職務内容は、学部学生に対する講義、実験、実習、演習等の教育補助業務とする。

2 TAは前項の教育補助業務の具体的な資質の養成や向上を図るために、本学の専任教員が実施する研修会を受講するものとする。

(応募資格)

第5条 TAに応募できる者は、本学大学院に在学中の大学院学生とする。

(募集および選考)

第6条 TAの募集および選考は、別に定める選考基準に従い、研究科委員会において行う。

(任用期間)

第7条 TAの雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までの期間内とする。

(勤務時間)

第8条 TAの勤務時間は、月40時間（週10時間程度）以内を標準とし、当該学生が受ける研究指導および授業等に支障が生じないよう配慮するものとする。

(勤務状況の確認)

第9条 TAの勤務状況の確認は出勤簿（勤務表）により行う。

(給与)

第10条 TAの給与については、当該年度毎に別に定める。ただし、給与は時間給のみとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、TA制度の実施について必要な事項は、研究科委員会において定めるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和元年5月22日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和6年4月1日から施行する。

人間環境大学附属図書館利用規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学附属図書館規程第6条の規定に基づき、人間環境大学附属図書館（以下「図書館」という）の利用に関して、円滑な運用を図るために制定する。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員およびこれに準ずる者
- (2) 本学学生およびこれに準ずる者
- (3) 図書館長が許可した者（利用については別に定める）

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

| 曜日 | 岡崎キャンパス | 大府キャンパス | 松山キャンパス | 松山道後キャンパス |
|--------------|---------------------------|---------------------------|----------------------|---------------------------|
| 月曜日から 金曜日 | 午前 9 時から 午後 6 時 30 分まで | 午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで | 午前 9 時から 午後 8 時まで | 午前 9 時から 午後 6 時 30 分まで |
| 土曜日 | 午前 9 時から 午後 2 時まで | 午前 9 時から 午後 5 時まで | 午前 9 時から 午後 2 時まで | 午前 9 時から 午後 2 時まで |

(1) 長期休業期間を含め通常授業の行われない期間の開館時間は別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた時は、臨時に開館日時を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めた時は、臨時に休館又は開館することができる。

- (1) 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 夏季および冬季休業中の一定期間
- (3) 藏書点検期間
- (4) 入学試験等の学校行事の日

(入館手続)

第5条 図書館に入館するときは、所定の手続をしなければならない。

2 前項の手続については、別途定める。

(図書館利用証)

第6条 利用者には、次の区分により利用証を付することができる。

- (1) 専任教員
- (2) 非常勤講師
- (3) 事務職員
- (4) 学生
- (5) 学園教職員
- (6) 図書館長が特別に許可した者

2 前項の手続については、別途定める。

(利用の種類)

第7条 利用証の交付を受けた者には、図書館資料の閲覧、貸出、その他の図書館サービスを行

う。

2 ただし、第6条第1項6号に該当する利用者は、基本的に図書館資料の館外貸出しありはない。ただし、図書館長が特別に許可をした場合は、館外貸出を行うことができる。

(図書館資料の種類)

第8条 図書館資料は、次の5種に区分する。

- (1) 第1種 一般図書類
- (2) 第2種 参考図書類
- (3) 第3種 視聴覚資料類
- (4) 第4種 雑誌類
- (5) 第5種 消耗図書類

第2章 利用者へのサービス

(閲覧サービス)

第9条 図書館は、利用者の研究および教育に資するため、図書館資料の閲覧サービスを行う。

(閲覧場所)

第10条 図書館資料の閲覧は、所定の閲覧室で行わなければならない。

(貸出サービス)

第11条 図書館は、利用者の研究および教育に資するため、図書館資料の貸出サービスを行う。

2 貸出資料が他の利用者の不利益にならないと判断される場合は、返却期限内であれば継続して貸出を行うことができる。

(貸出制限)

第12条 貸出可能な図書館資料は、次のとおりとする。

- (1) 第1種 一般図書類
- (2) 第3種 視聴覚資料類の一部
- (3) 第5種 消耗図書類の一部

(貸出冊数と期限)

第13条 貸出の冊数および期限は別表に定める。但し、図書館長は、必要に応じて変更又は一時返却を求めることができる。

2 貸出期限が休業期間に及ぶときは、長期貸出期間を設け、貸出冊数・返却日はその都度定める。

(特別貸出)

第14条 次の各号の理由により第13条以外の条件により貸出が必要な場合は図書館長が指示した許可条件に従って貸出を行う。

- (1) 教育・研究上必要な資料であって、特別貸出をすることにより他の利用者の不利益にならないと判断される資料。
- (2) 事務職員が職務遂行上、一定期間必要と考えられる資料。

2 前項の貸出を希望する者は、図書館長に書面で申し込むものとする。

(返還義務)

第15条 貸出資料は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちにその全部を返還しなければならない。

- (1) 教職員が退職するとき。
- (2) 学生が休学・留学・卒業又は退学するとき。および除籍となったとき。
- (3) 第6条第1項第6号に該当する利用者で、許可された利用期間を満了するとき。
- (4) 貸出期限を満了したとき。

- 2 利用者が、上記の返還義務を怠ったときの措置については、別に定める。
- 3 利用者が、貸出資料を紛失・汚損・破損したときは、人間環境大学附属図書館汚損等図書取扱細則に従うものとする。

(文献複写サービス)

- 第16条 図書館は、利用者から申請・依頼があった場合は、文献複写サービスを行う。
2 前項のサービスに関しては人間環境大学附属図書館文献複写細則に定めるところによる。

(参考業務サービス)

- 第17条 図書館は、利用者の研究および教育に資するため、参考業務サービスを行う。
2 利用者からの質問および相談等に対しては、主として文献に基づいて調査し、回答するものとする。

(参考業務サービスの範囲)

- 第18条 依頼事項に関する参考業務サービスの範囲は、原則として次のとおりとする。
(1) 書誌的事項の調査参考文献の紹介
(2) 参考文献の所在および利用手段の提示
(3) 専門的調査機関等についての情報提供

(参考業務サービスを行わない事項)

- 第19条 参考業務サービスを行わない事項は、次のとおりとする。
(1) プライバシーにかかわる事項の調査
(2) 古書、古文書および美術品等の鑑定並びに市場価格の調査
(3) 学習課題および懸賞問題に関する調査並びに解答
(4) 医療・健康相談、法律相談および人生相談又は身上相談
(5) 仮定または将来の予想に属する事項の調査
(6) その他不適切と思われる事項
2 多大な経費又は時間を要し、業務上支障をきたす調査等については、サービスを行わない。

(参考業務サービスの申込みと期間)

- 第20条 参考業務サービスを希望する者は、所定の申込書により、参考業務センターで申し込まなければならない。
2 参考業務サービスの受付時間は、参考業務センターのサービス時間内とする。

(相互利用サービス)

- 第21条 図書館は、利用者の研究および教育に資するため、他大学図書館との図書館相互利用サービスを行う。
2 前項の図書館相互利用を希望する者は、所定の申込みにより、参考業務センターに申し込まなければならない。

(相互利用の範囲)

- 第22条 図書館相互利用については、大学が加入する図書館相互利用に関する規定等のある場合は、当該協定等の定めるとことによる。
2 前項に該当しない他の大学図書館等に対しては、研究および教育上支障のない場合に限り、サービスを行うことができる。

(相互利用の料金)

- 第23条 図書館相互利用に関する経費は利用者の負担とする。

(情報検索)

- 第24条 図書館は、学内外のデータベースの情報検索サービスを行う。
2 本学所蔵資料の情報検索は無料とする。

3 学外のデータベースについては、情報端末装置の使用が他の業務に著しい停滞をもたらさない範囲で、当該データベースの利用に関する定めに準じて利用できる。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程（改正）は平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は平成 25 年 8 月 28 日から施行する。

附則 この規程（改正）は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

附則 この規程（改正）は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

人間環境大学附属図書館における資料貸出条件

| 利用区分 | 一般図書 | | 視聴覚資料 | | 消耗図書 | |
|----------|------|------|-------|------|------|------|
| | 貸出冊数 | 貸出期間 | 貸出本数 | 貸出期間 | 貸出冊数 | 貸出期間 |
| 学部生 | 5 冊 | 2 週間 | 1 本 | 2 週間 | 1 冊 | 2 週間 |
| 学部 4 年生 | 10 冊 | 2 週間 | | | | |
| 大学院生 | 10 冊 | 3 週間 | | | | |
| 大学院修了年次生 | 15 冊 | 3 週間 | | | | |
| 研究生 | 5 冊 | 2 週間 | | | | |
| 科目等履修生 | 5 冊 | 2 週間 | | | | |
| 専任教員(岡崎) | 20 冊 | 6 ヶ月 | | | | |
| 〃 (大府) | 20 冊 | 2 ヶ月 | | | | |
| 〃 (松山) | 10 冊 | 2 ヶ月 | | | | |
| 〃 (道後) | 10 冊 | 2 ヶ月 | | | | |
| 非常勤講師 | 5 冊 | 2 ヶ月 | | | | |
| 事務職員 | 5 冊 | 2 ヶ月 | | | | |
| 学園教職員 | 5 冊 | 2 ヶ月 | | | | |

人間環境大学附属図書館複写細則

(趣旨)

第1条 人間環境大学が受託する文献複写については、他に別段の定めのあるものほか、この細則の定めるところによる。

(文献複写の原則)

第2条 文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、受託することができる。

(申込み)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ、別に定める文献複写申込書を図書館長に提出し、その承諾を受けなければならない。

(料金の納付)

第4条 前条の承諾を受けた者は、複写にかかる実費料金を納入しなければならない。ただし公費により支払われるものについては、この限りではない。

2 納入した料金は、返還しない。

(細目)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は別に定める。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改定）は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改定）は平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

人間環境大学ネットワーク利用規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学（以下「本学」という）における教育・研究を支援するコンピュータネットワーク（以下「ネットワーク」という）の利用を円滑に行い、適正な管理を図るために必要な事項を定める。

(担当委員会)

第2条 ネットワークおよび情報機器の適正な運用を図るための業務は、情報セキュリティ委員会がこれにあたる。

(ネットワークの範囲)

第3条 ネットワークの範囲は次のとおりとする。

- (1) 人間環境大学内の共有部分に敷設されたネットワーク
- (2) 研究室内および事務室内に敷設されているが、前号の一部または同等とみなせるネットワーク
- (3) 学外への接続を行うネットワーク

(利用者)

第4条 ネットワークを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生、本学の科目等履修生および研究生
- (3) その他学長が認めた者

(接続の申請)

第5条 本学において次に掲げる事項を行おうとする場合は、委員会の定めるところに従い、その承認を得なければならない。

- (1) ネットワーク接続
- (2) IP アドレスおよびホスト名の取得
- (3) 通信経路の設定または変更
- (4) その他ネットワークの運営に影響を及ぼすおそれのある事項

(禁止事項)

第6条 ネットワークの利用にあたり、以下に示す行為を行わないこと。

- (1) 他人のプライバシーを侵害するネットワークおよびコンピュータの利用。ただし本人の明示的かつ具体的な同意を得ている場合を除く
- (2) 他人を誹謗、中傷するネットワークおよびコンピュータの利用
- (3) 他人の著作権、工業所有権等の知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれのあるネットワークおよびコンピュータの利用
- (4) 本学および他のネットワークに対する不正アクセス行為
- (5) 学内向けの情報をみだりに学外に持ち出す行為
- (6) わいせつなイメージを含むファイル等のデータの公開やチャットなど、ネットワークを利用した大学人として相応しくない行為
- (7) 他人を詐称したネットワークおよびコンピュータの利用

- (8) 他人のファイルを改ざん、破壊する行為又は本人の同意を得ない使用
- (9) ユーザーID の譲渡、貸与。パスワードの第三者への開示
- (10) ネットワークおよびコンピュータの運用に支障を及ぼす危険性のある行為
- (11) 恒常的な営利を目的とするネットワークおよびコンピュータの利用
- (12) その他法令、学則、学内規則、公正なネットワーク利用慣行に反する行為
(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成 13 年 7 月 1 日より施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 21 年 3 月 1 日より施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 21 年 4 月 15 日より施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 28 年 8 月 31 日より施行する。